

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、ライフスタイルや価値観の変化などあいまって、生活習慣病の増加、朝ごはんの欠食、伝統的な食文化の衰退、たべものを大切にする意識の希薄化など、食をめぐるさまざまな問題が生じています。

このような状況の中、国においては、平成17年7月に「食育基本法」を制定し、平成18年3月には「食育推進基本計画」を策定するなど、国民運動として食育の推進に関する取り組みを、総合的かつ計画的に推進しています。さらに平成23年3月には「第2次食育推進基本計画」が策定されました。

また、愛知県においても、平成18年に愛知県食育推進計画「あいち食育いきいきプラン」が策定され、平成23年5月には、第2次愛知県食育推進計画「あいち食育いきいきプラン2015」を策定し、食育の推進を行っています。

本市では、平成22年3月に「蒲郡市食育推進計画～たべたくんの食育プラン～」を策定しました。市民に対する食育の周知を一層進めるとともに、食育に関する正しい知識をもとに、一人ひとりが実践していくために、この度、計画の見直しを行い『第2次蒲郡市食育推進計画「たべたくんの食育プラン」』を策定しました。この計画により、本市の恵まれた食の資源や、自然環境を生かした特色のある食育の取り組みを推進していきます。

<食育基本法（抜粋）>

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

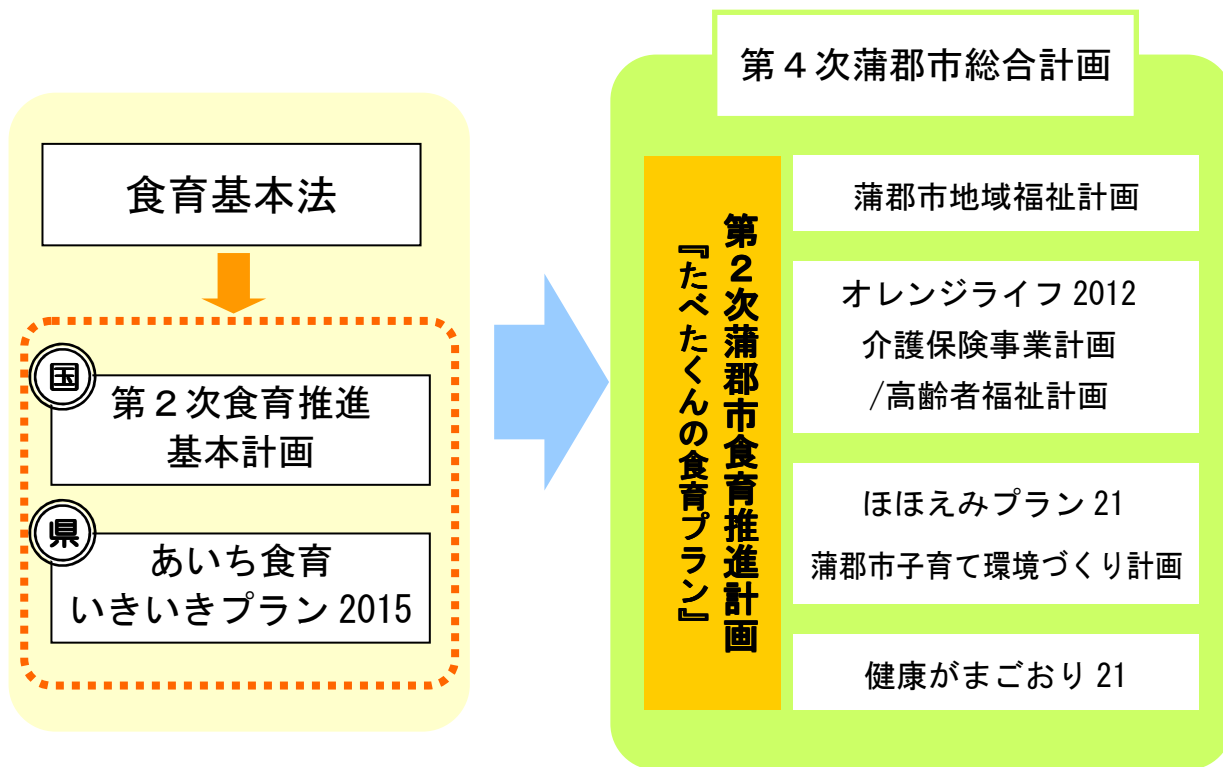
2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

食育とは

- 「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」
- 「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」こと（食育基本法より）

2. 計画の位置づけ

国の「第2次食育推進基本計画」、愛知県の「あいち食育いきいきプラン2015」、市の上位計画である「蒲郡市総合計画」や関連する計画との整合性を図りながら策定しました。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

計画名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
第2次蒲郡市食育推進計画			→				
第2次食育推進基本計画	→						
あいち食育いきいきプラン2015	→						